

発議第41号

村越祐民市長の不信任を求める決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年12月14日

提出者

市議会議員 石原よしのり

賛成者

市議会議員 長友正徳

〃 佐直友樹

〃 増田好秀

〃 秋本のり子

〃 越川雅史

村越祐民市長の不信任を求める決議

市議会は、村越祐民市長を信任しないことを決議する。

【提案理由】

1. パワハラ問題

本年8月、市長は定例記者会見において市議会議員のパワハラ問題を発表し、当該市議を名指しで公表した。当該議員への聞き取りなど必要な事実確認の前に実名を公表したことは人権軽視である。また議員の不祥事は議会が調査、処分をするもので市長にはその権限がないのに議員に対する百条調査委員会を設置するよう議会に求めたことは議会軽視である。

このパワハラ問題をめぐって市川市議会12月定例会は異例な展開となった。市長が設置を提案するパワハラ調査委員会関連予算を含む補正予算案審議が紛糾し、修正動議が可決された。にもかかわらず、市長がそれを不服として再議を求めたことからさらに議会審議が混乱し、結局予算案が廃案となり義務的経費だけの予算が成立するという異常事態に陥り、市民サービスの提供に支障をきたさせた。いたずらに市政を混乱させた市長の責任は免れない。

2. 市長室に設置したシャワー室問題

適切な予算措置を経ず360万円をかけて秘密裏に市長室に設置されたシャワー室について、市議会で本年2月定例会及び6月定例会と2度にわたり撤去を求める決議が可決されたにもかかわらず、一貫して危機管理上の必要性を主張して市長室からの撤去を拒否し続けてきた市長が、9月に突然シャワー室を「少年自然の家」に開設された「新型コロナウイルス感染症入院待機ステーション」の付属設備として当該シャワー室を少年自然の家の風呂場に移設した。その移設費用125万円も市民の税金で賄われた。なお、移設後シャワー室が使われた実績は一度もない。

市議会9月定例会の代表質問において、市長は、当該シャワー室は秋の台風

シーズンに向け防災上必要で市長室において活用すると答弁した（9月7日）にもかかわらず、その議会開会中に突然方針を変え移設を決めた（9月8日）。その上、その方針の変更について、議会への説明など公表することもなく移設を実行したことはあまりにも信義にもとる所業であり、このような議会軽視は全く容認できない。

3. 私設秘書逮捕問題

本年6月には市長のいわゆる私設秘書が逮捕された。それに関連して長期間にわたり多数の市役所の幹部職員が警察の任意の事情聴取を受け、市政運営に多大な支障をきたした。その人物は、複数の会社設立をめぐり不正に登記をした罪で懲役2年、執行猶予4年の有罪判決を受けた。市議会は市長に対して、本件についての、またその人物と市長との関係や市政へのかかわりなどについての、きちんとした説明を繰り返し求めているが、市長は「市政とは関係のない私人の問題である」として、納得のいく説明を拒んでいる。市民に対するコンプライアンスに係る説明責任を果たしていないと言わざるを得ない。

以上述べてきたように市政を混乱させ議会軽視を重ねる市長がその職に留まり続けると、市政運営にさらに多大な悪影響を及ぼし市民に膨大な損害を与え、本市の将来を危うくさせると考える。よってここに村越祐民市長の不信任決議案を提出する。